# 藤沢市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度実施事業者に対する補助金交付要綱

制　定　平成13．3．27告示第356号
改　正　平成17．10．1告示第202号
改　正　平成18．3．31告示第422号
改　正　平成19．3．26告示第386号
改　正　平成21．3．31告示第422号
改　正　平成22．2．1告示第331号
改　正　平成22．9．1告示第183号
改　正　平成25．2．15告示第366号
改　正　平成27．5．29告示第 83号
改　正　平成28．6．22告示第 97号
改　正　平成28．10．1告示第198号
改　正　平成30．7．11告示第133号
改　正　令和3．4．1告示第386号

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、藤沢市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度実施要綱（平成１２年藤沢市告示第３６９号。以下「軽減要綱」という。）第１０条の規定に基づき、軽減要綱第７条の規定により利用者負担額軽減対象者確認証の交付を受けた者に対してその利用者負担額（軽減要綱第１条に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）を軽減して指定居宅サービス等（軽減要綱第２条に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供した対象法人等（軽減要綱第４条第１項に規定する対象法人等をいう。以下同じ。）に対して補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

２　この要綱に定めるもののほか、利用者負担額を軽減して指定居宅サービス等を提供した対象法人等に対する補助金の交付については、藤沢市社会福祉法人助成に関する条例（昭和４４年藤沢市条例第２８号）の定めるところによる。

（平成１７告示２０２・平成１８告示４２２・令和３告示３８６・一部改正）

（補助金の対象経費及び補助金額）

**第２条**　補助金の対象となる経費の額及び補助金額は、指定居宅サービス等ごとに次の表の対象サービス欄に掲げる区分に応じ、「補助対象経費欄」及び「補助金額欄」に定めるとおりとする。ただし、算出した補助金額に１、０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

<table>
<tr><th>対象サービス</th><th>補助対象経費</th><th>補助金額</th></tr>
<tr><td>指定居宅サービス<br>指定地域密着型サービス（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）<br>指定介護予防サービス<br>指定地域密着型介護予防サービス<br>第１号訪問事業<br>第１号通所事業</td><td rowspan="2">対象法人等が行った対象サービスに係る利用者負担を軽減した総額（以下「軽減総額」という。）から、当該対象サービスについて、当該利用者負担の軽減を行わなかった場合に本来受領すべき利用者負担の額の総額（以下「本来受領額総額」という。）の１００分の１に相当する額を控除して得た額（算出した額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）</td><td>補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（算出した額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を上限とする。</td></tr>
<tr><td>指定介護福祉施設サービス<br>指定地域密着型サービス（指定地域密着型入所者生活介護に限る。）</td><td>補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（算出した額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を上限とする。<br>ただし、軽減総額のうち、本来受領額総額の１００分の１０に相当する額（算出した額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を超える部分については、その全額を助成する。</td></tr>
</table>

（平成１７告示２０２・平成１８告示４２２・平成１９告示３８６・令和３告示３８６・一部改正）

（補助金の交付申請手続）

**第３条**　補助金の交付を受けようとする対象法人等は、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　軽減をした利用者負担額が、軽減要綱第４条第１項に掲げる指定居宅サービスに係る利用者負担額に該当する場合にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定居宅サービス関係軽減対象者票）（第２号様式の１）、軽減要綱第４条第２項に掲げる指定地域密着型サービスに係る利用者負担額に該当する場合（ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定地域密着型サービス関係軽減対

象者票）（第２号様式の２）、軽減要綱第４条第３項に掲げる指定介護予防サービス並びに同条第５項に掲げる第１号訪問事業及び第１号通所事業に係る利用者負担額に該当する場合にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定介護予防サービス等関係軽減対象者票）（第２号様式の３）、軽減要綱第４条第４項に掲げる指定地域密着型介護予防サービスに係る利用者負担額に該当する場合にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定地域密着型介護予防サービス関係軽減対象者票）（第２号様式の４）、指定介護福祉施設サービスに係る利用者負担額に該当する場合にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定介護福祉施設サービス関係軽減対象者票）（第２号様式の５）、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者負担額に該当する場合にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護関係軽減対象者票）（第２号様式の６）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額に該当する場合にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等関係軽減対象者票）（第２号様式の７）

⑵　軽減をした利用者負担額が、軽減要綱第４条第１項に掲げる指定居宅サービスに係る利用者負担額に該当する場合にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定居宅サービス関係補助額市町村別配分票）（第３号様式の１）、軽減要綱第４条第２項に掲げる指定地域密着型サービスに係る利用者負担額に該当する場合（ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定地域密着型サービス関係補助額市町村別配分票）（第３号様式の２）、軽減要綱第４条第３項に掲げる指定介護予防サービス並びに同条第５項に掲げる第１号訪問事業及び第１号通所事業に係る利用者負担額に該当する場合にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定介護予防サービス等関係補助額市町村別配分票）（第３号様式の３）、軽減要綱第４条第４項に掲げる指定地域密着型介護予防サービスに係る利用者負担額に該当する場合にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定地域密着型介護予防サービス関係補助額市町村別配分票）（第３号様式の４）、指定介護福祉施設サービスに係る利用者負担額に該当する場合にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定介護福祉施設サービス関係補助額市町村別配分票）（第３号様式の５）、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者負担額に該当する場合にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護関係補助額市町村別配分票）（第３号様式の６）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

又は指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額に該当する場合にあっては軽減実施見込額調書兼実績報告書（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等関係補助額市町村別配分票）（第３号様式の７）

２　市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度補助金交付等決定通知書（第４号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（平成１７告示２０２・平成１８告示４２２・平成２５告示３６６・平成２７告示８３・平成２８告示１９８・一部改正、令和３告示３８６・旧第４条繰上・一部改正）

（交付決定額の変更）

**第４条**　前条第２項の規定により補助金の交付決定を受けた対象法人等は、交付決定額の変更を受けようとするときは、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度補助金変更交付申請書（第５号様式）に前条第１項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度補助金交付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（平成２２告示３３１・追加、令和３告示３８６・旧第５条繰上・一部改正）

（実績報告）

**第５条**　第３条第２項又は前条第２項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた対象法人等は、当該通知を受けた日の属する年度の事業が完了したときは、市長が指定する期日までに社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度実績報告書（第６号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　軽減実績を記載した第３条第１項各号に規定する書類

⑵　補助金対象経費額を証する書類

⑶　本来利用者から徴収すべき利用者負担額（利用者負担額の軽減を受けた者については、軽減を受ける前の利用者負担額とする。）の総額を証する書類

２　市長は、前項の規定により提出された社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度実績報告書を審査する場合において、必要があると認めるときは、当該報告書を提出した対象法人等に対して資料の提出を求め、又は説明を求めることができるものとする。

（平成１７告示２０２・平成１８告示４２２・平成１９告示３８６・一部改正、平成２２告示３３１・旧第５条繰下・一部改正、令和３告示３８６・旧第６条繰上・一部改正）

（補助金額の確定）

**第６条**　市長は、前条第１項の報告書を審査した結果、適正なものと認めたときは、当該報告書に基づき確定した補助金として交付する額を社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度補助金交付額確定通知書（第７号様式）により当該報告書を提出した対象法人等に対して通知するものとする。

（平成１７告示２０２・平成１８告示４２２・一部改正、平成２２告示３３１・旧第６条繰下・一部改正、令和３告示３８６・旧第７条繰上・一部改正）

（補助金の交付請求手続）

**第７条**　前条の規定による通知を受けた対象法人等は、藤沢市財務規則（昭和３９年藤沢市規則第７号）第５９条第１項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求書が提出された場合において、その内容を審査して正当なものであると認めたときは、当該請求書が提出された日から３０日以内に当該請求者に対して補助金を交付するものとする。

（平成２２告示３３１・旧第７条繰下、令和３告示３８６・旧第８条繰上）

（書類の保管）

**第８条**　前条第２項の規定により補助金の交付を受けた対象法人等は、第３条第１項に規定する補助金の交付申請に係る書類、第４条第１項に規定する補助金の変更交付申請に係る書類及び第５条第１項に規定する軽減の実績報告に係る書類を整理して当該補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の４月１日から５年間保管しておかなければならない。

（平成１７告示２０２・一部改正、平成２２告示３３１・旧第８条繰下・一部改正、令和３告示３８６・旧第９条繰上・一部改正）

**附　則**（平成１３年告示第３５６号）

この告示は、公表の日から施行する。

（平成１８告示４２２・一部改正）

（平成２１告示４２２・一部改正）

**附　則**（平成１７年告示第２０２号）

１　この告示は、平成１７年１０月１日から施行する。

２　改正後の藤沢市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度実施事業者に対する補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

**附　則**（平成１８年告示第４２２号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附　則**（平成１９年告示第３８６号）

この告示は、平成１９年3月２７日から施行する。

**附　則**（平成２１年告示第４２２号）

この告示は、平成２１年４月１日から施行する。

**附　則**（平成２２年告示第３３１号）

この告示は、平成２２年２月１日から施行する。

**附　則**（平成２２年告示第１８３号）

この告示は、平成２２年９月１日から施行する。

**附　則**（平成２５年告示第３６６号）

この告示は、平成２５年２月１５日から施行する。

**附　則**（平成２７年告示第　８３号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附　則**（平成２８年告示第９７号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附　則**（平成２８年告示第１９８号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附　則**（平成３０年告示第１３３号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附　則**（令和３年告示第３８６号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。